

令和8年度常陸太田市原子力災害広域避難訓練
運営支援等業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

常陸太田市総務部防災対策課

1. 目的

この要領は、令和8年度常陸太田市原子力災害広域避難訓練運営支援等業務（以下「本業務」という。）委託の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 本業務の概要

(1) 業務委託名

令和8年度常陸太田市原子力災害広域避難訓練運営支援等業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和8年度常陸太田市原子力災害広域避難訓練運営支援等業務委託仕様書」のとおりです。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年1月29日（金）まで

(4) 提案上限額

6,941,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本業務の業務委託契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲で別途算定します。

3. 担当課

常陸太田市総務部防災対策課（担当：竹林・石井）

住所 〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町3690番地

TEL 0294-72-3111（内線352）

E-mail bosai@city.hitachiota.lg.jp

HP <http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/>

4. 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、関連法令及び常陸太田市財務規則（昭和62年規則第1号）を遵守し、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

なお、複数の企業による共同参加は認めません。

(1) 本業務の実施について、常陸太田市（以下「市」という。）の要求に応じて速やかに対応できる体制を整えており、十分な企画提案能力及び業務実績を有する者であること。

(2) 常陸太田市物品調達契約事務に関する規程（平成14年常陸太田市告示第38号）に基づく入札参加資格審査を受け資格を有する者であること。

なお、当該資格を有していない場合は、同等の条件であることを確認するため、

次の表の書類を担当課に1部提出してください。

番号	書類名	備考
1	財務諸表（2年度分）	<ul style="list-style-type: none"> ・直前2か年度分を提出 ・両面印刷したものを提出
2	登記事項証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・参加申込日以前3か月以内の証明日のものを提出 ・複写可。ただし、鮮明なものに限る。 ・両面印刷したものを提出
3	国税（納税証明書の写し） 国税様式：様式その3の3（法人）	<ul style="list-style-type: none"> ・本店、支店、営業所等の事業所の所在状況に応じ提出 ・参加申込日以前3か月以内の証明日のものを提出 ・複写可。ただし、鮮明なものに限る。
	県税（納税証明書の写し） 県税様式：様式第40号の4（イ）	
	市税（滞納がないことの証明書）	

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項または第2項の規定に該当しない者であること。
- (4) 常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成19年常陸太田市告示第71-2号）に基づく指名停止措置及び常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（平成2年告示第21号）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定または再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (6) 常陸太田市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に基づく措置要件のいずれかに該当する者でないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がない者であること。
- (8) 過去5年の間に、国または地方公共団体等が発注する原子力防災訓練企画・運営支援業務及び訓練の評価業務等を受注した実績があること。

5. 審査・選定についての特記事項

審査・選定にあたっては、令和8年度常陸太田市原子力災害広域避難訓練運営支援等

業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行います。なお、以下の点を審査・選定にあたっては特記事項とします。

(1) 企画提案書の提出

本業務委託の企画提案書を担当課に提出してください。

(2) 審査・選定

審査結果の合計点が最も高かった者を契約予定事業者として選定し、次に合計点が高かった者を次点の契約予定事業者とします。最高得点が高かった場合は、審査委員会が契約予定事業者を選定します。

6. スケジュール

本プロポーザルのスケジュール（概要）は以下のとおりとします。ただし、変更が発生した場合には、その都度周知します。

内 容	期 間 等
公募の開始・参加申込み	令和8年5月19日（火）午前8時30分から令和8年5月29日（金）正午まで（必着） ※市ホームページにて周知します。また、提出書類等の様式も併せて掲載を行います。
質問の受付	令和8年5月19日（火）午前8時30分から令和8年5月25日（月）正午まで（必着）
企画提案書等の提出	令和8年6月8日（月）午前8時30分から令和8年6月12日（金）正午まで（必着）
ヒアリング審査	令和8年6月19日（金） ※時間等の詳細は令和8年6月15日（月）午後5時までに電子メールで通知します。
選定結果通知	令和8年6月23日（火）午後5時まで
業務委託契約締結	令和8年7月上旬までに契約（予定）

7. 参加申込み

本プロポーザルに参加申込みをする場合は、「公募型プロポーザル参加申込書（様式1）（以下「様式1」という。）」、「業務経歴書（様式4）（以下「様式4」という。）」を担当課に1部提出してください。

なお、「4.参加資格」の（2）のなお書きにあるように、市の入札参加資格を有していない場合は、同等の条件であることが確認できる書類を併せて提出してください。提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認めません。

(1) 受付期間

令和8年5月19日（火）午前8時30分から令和8年5月29日（金）正午ま

で（必着）

（2）提出方法

様式1及び様式4に必要事項を記入し、電子メールに添付して担当課へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザル参加申込（事業者名）」とし、メール送信後、担当課に送信確認の電話をしてください。

※電話の受付時間は、平日午前8時30分から午後5時15分までとします。

（3）参加資格の確認

提出された書類をもとに担当課において参加資格の確認を行い、参加申込みをした全ての事業者へ、確認結果を令和8年6月2日（火）午後5時15分までに電子メールで通知します。

また、その際に参加資格を有する事業者（以下「参加事業者」という。）には、企画提案書等の提出をお願いします。

8. 質問の受付・回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問票（様式2）（以下「様式2」という。）を担当課に提出してください。

（1）受付期間

令和8年5月19日（火）午前8時30分から令和8年5月25日（月）正午まで（必着）

（2）提出方法

様式2に必要事項を記入し、電子メールに添付して担当課へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザル質問票（事業者名）」とし、メール送信後、担当課に送信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答しません。

※送信確認電話の受付は、平日午前8時30分から午後5時15分までとします。

（3）回答

質問に対する回答は、令和8年5月27日（水）午後5時15分までに、市ホームページに回答書を掲示することで回答します。ただし、質問内容が本プロポーザルの事業者選定に支障を与えるものと判断できる質問については、回答いたしません。

9. 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり事業者の審査・選定に必要な書類（以下「提出書類」という。）を持参または郵送により担当課に提出してください。

併せて、提出書類のデータを電子メール（原則5MB以下。超過する場合は分割送信可）で担当課に送信してください。

(1) 提出期間

令和8年6月8日(月)午前8時30分から令和8年6月12日(金)正午まで
(必着)

※持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時15分までとします。

※郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とします。

※提出期限を過ぎて提出された提出書類は、その追加及び修正を含め、いかなる理由があっても受理しません。

(2) 提出書類

提出書類は次の表のとおりです。日本産業規格によるA4判で作成し、左綴じで1部提出してください。

なお、②～⑦の提出書類については、作成した事業者名を特定できる内容の記述はしないでください。

番号	提出書類	部数	備 考
①	公募型プロポーザル参加に係る誓約書	1部	指定様式(様式3)による。 ※代表者印を押印してください。
②	業務経歴書	1部	指定様式(様式4)による。
③	実施体制調書	1部	指定様式(様式5-1)による。
④	配置予定者調書	1部	指定様式(様式5-2)による。
⑤	企画提案書	1部	指定様式(様式6)または任意様式による。 ※内容は業務仕様書の記載に従い、評価基準表の各項目に対応する内容にしてください。
⑥	業務工程表	1部	指定様式(様式7)による。
⑦	見積書	1部	任意様式による。 ※見積額には消費税及び地方消費税を含みます。 ※積算根拠を明らかにした書類(様式任意)を添付してください。

10. ヒアリング審査・選定

本プロポーザルは、審査委員会において令和8年6月19日(金)にヒアリング審査を行い、参加事業者を評価し、契約予定事業者を選定します。

企画提案書の提出者が5者を超えた場合については、企画提案書を審査(書類審査)し、上位5者をヒアリング審査の対象とします。書類審査を行った場合、令和8年6

月15日(月)午後5時15分までに審査結果を全ての事業者に電子メールで通知します。

ヒアリング審査は、提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションにより行います。スクリーン及びプロジェクター(HDMIケーブル含む)は担当課が準備します。HDMI端子付きパソコン等その他必要な機材については、参加事業者が準備してください。

当日の各参加事業者の配分時間は、プレゼンテーション及びヒアリング審査(20分程度)、質疑応答(10分程度)、準備・撤収等を含め、合計35分以内とします。

なお、ヒアリング審査当日の時間等の詳細は、令和8年6月15日(火)午後5時15分までに電子メールで通知します。

(1) 評価

評価は、別紙「令和8年度常陸太田市原子力災害広域避難訓練運営支援等業務委託公募型プロポーザル評価基準表」に基づき行います。ヒアリング審査の合計点が最も高かった者を契約予定事業者に決定し、次に合計点が高かった者を次点の契約予定事業者として決定します。最高得点が高かった場合は、審査委員会が決定します。

なお、選定にあたり、審査委員会において最低基準を設けます。参加事業者の数にかかわらず選定を行い、全ての参加事業者の提案が最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとします。

契約予定事業者が何らかの理由により、業務委託契約を行えなかった場合には、次点の者を契約予定事業者とします。

(2) 選定結果

ヒアリング審査の選定結果は、令和8年6月23日(火)午後5時15分までに全ての参加事業者に電子メールで通知します。

(3) その他

審査委員会での審査内容は非公開とします。また、選定結果に対する異議申立ては一切受理しません。

11. 結果の公表

選定結果については、令和8年6月23日(火)午後5時15分までに市ホームページで公表する予定です。

12. 契約の締結

本業務の契約予定事業者に決定された事業者は、市と協議のうえ、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとします。

13. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「企画提案書等の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に不足や不備、虚偽の記載があった場合
- (4) 提案価格が事業費限度額を超えている場合
- (5) ヒアリング審査に参加しなかった場合
- (6) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

14. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するためにかかる全ての費用は、参加する事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正または変更は、市からの指示による場合を除き一切認めません。
- (3) 市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については、死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとしします。
- (4) 市と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表（様式7）」に記載する内容を基に市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、市の許可なく業務工程の変更はできないものとしします。
- (5) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、市が本プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとしします。
- (6) 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。
- (7) 提出された書類は返却しません。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、常陸太田市情報公開条例（平成11年条例第20号）に基づき提出書類の公開について判断します。
- (9) 参加申込を行った後に辞退する場合は、「辞退届（様式8）」を提出するものとしします。なお、市は辞退者に対して、今後、不利な取り扱いはいたしません。また、提出期限までに提案書類の提出がなかった場合においても、辞退したものとみなします。

別紙

令和8年度常陸太田市原子力災害広域避難訓練運営支援等業務委託
公募型プロポーザル評価基準表

評価項目		主な評価の視点	配点
1	業務実施方針	・市の原子力防災における現状及び課題、事業の目的を明確に理解しているか。	10点
2	業務実績	・過去5年における同種・類似業務実績があるか。	10点
3	業務履行体制	・業務担当者は経験、資格取得状況等において従事者として適正であり、必要な配置人員が確保されているか。	10点
4	業務工程	・業務工程が明確で妥当であるか。	10点
5	企画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練の目的・内容を十分に理解し、仕様書を踏まえた提案内容になっているか。 ・経験や最新の知見を取り入れた効果的かつ有効な訓練内容の提案がなされているか。 ・一時集合所における受付方法の課題を把握し、効果的かつデジタル化を踏まえた改善提案内容になっているか。 ・住民の原子力防災知識の向上につながる具体的な訓練内容の提案がなされているか。 ・訓練の評価・検証を行い、今後の訓練や災害対応の改善に資する提案を行えるか。 	50点
6	業務金額の評価	・企画提案内容に見合った金額であるか。	10点
合 計			100点